

火災予防上必要な業務に関する計画

1 目的

この計画は、大阪市火災予防条例(昭和37年4月1日大阪市条例第14号)第55条の4に基づき、指定催しとして指定された____(指定催しの名称)____(以下「指定催し」という。)において火災予防のために実施すべき事項及び万が一火災が発生した場合に実施すべき事項等を定めることにより、人命及び財産を火災から保護するとともに火災の被害の軽減を図ることを目的とする。

2 指定催しを主催する者の責務

____(氏名)____は、指定催しを主催する者として、____(指定催しの名称)____の火災予防上必要な業務について、責任を負うものとする。

- (1) 指定催しを主催する者は、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を防火担当者として指定し、火災予防上必要な業務を行わせるものとする。
- (2) 指定催しを主催する者は、防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画(以下「計画」という。)を作成させるものとする。
- (3) 指定催しを主催する者は、防火担当者に計画に基づく業務を行わせるものとする。

3 防火担当者の責務

防火担当者は、____(氏名)____とする。防火担当者は、火災予防上必要な業務を行うときは、必要に応じて指定催しを主催する者の指示を求め、誠実にその業務を遂行しなければならない。

4 防火担当者の業務

防火担当者は、計画の作成及び実施に関する権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
- (2) 火を使用する器具等(移動式ストーブ、プロパンガス等の気体燃料を使用する器具、電気ヒーター等)の使用及び危険物(ガソリン、灯油等)の取扱いの把握に関すること
- (3) 火を使用する器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
- (4) 火を使用する器具等に対する消火準備に関すること
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- (6) その他火災予防上必要な業務に関すること

5 火災予防に関する業務の実施体制

指定催しを主催する者は、防火担当者と共同して、防火組織を設置し、運営する。
防火担当者は、防火組織の機能が有効に発揮できるように統括する。

(1) 防火組織の編成

防火担当者は、防火組織の隊長を_____（氏名）_____と指名し、防火組織を別紙1により編成する。

(2) 防火組織の隊長の責務

防火組織の隊長は、指定催しにおいて火災が発生した場合の防火組織の活動について、指揮、命令等するとともに、その状況を防火担当者に報告するものとする。

6 火災時の初動体制

防火組織の各担当者は、火災発生時には、消火活動、通報連絡及び避難誘導を行うものとする。

7 配置図の作成

防火担当者は、次の項目について配置図を作成するものとする。

- (1) 火を使用する器具等の設置場所及びこれらと客席との位置関係を示すもの
- (2) 危険物の保管場所及びこれらと客席との位置関係を示すもの
- (3) 火を使用する器具等に必要な消火器の配置を示すもの

8 安全確保のための確認

防火担当者は、火を使用する器具等又は危険物と客席を近接させない等火災予防上安全な配置を上記7の配置図を活用して確認するものとする。

9 消火準備の確認

防火担当者は、火を使用する器具等に必要な消火器が準備されていることを上記7の配置図を活用して確認するものとする。

10 防火担当者は、指定催しにおける火災予防上必要な業務が適切に行われていることを、チェックリスト（別紙2）を活用して確認するものとする。

11 計画に変更が生じた際の消防長への連絡

指定催しを主催する者は、指定催しの防火組織の編成内容、露店等の状況、火を使用する器具等及び危険物の取扱い・設置保管場所、その他火災予防上必要な業務について変更が生じた場合は、変更内容を書面等により消防長に連絡するものとする。

12 この計画の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。